

入院の高額療養費制度についてのご案内

1ヶ月に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、申請していただくことにより超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。自己負担限度額は年齢や所得等により異なります。

また、「限度額適用認定証」をご提示いただくことで窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

※ 自己負担限度額は月毎にリセットされ、保険外負担分（個室料等）や食事負担分等は対象外です。

さらに令和5年4月1日よりオンライン資格確認を導入し、資格確認証の情報から当院の受付窓口にて「限度額適用認定証」の区分取得が可能となりました。また、マイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくことで「限度額適用認定証」の等の情報取得が可能です。

※ 健康保険証の種類や、保険者によるデータ登録が間に合っていない場合によりオンライン資格確認ができないことがございます。その場合は、「限度額適用認定証」をご自身で加入されている保険者に申請していただき、発行された認定証はすぐに入院窓口にご提示ください。

<70歳未満の方>【自己負担限度額（月額）】

健康保険限度額適用認定証には加入者様の所得基準額に応じた自己負担限度額の区分を**ア～オ**で表示しています。

所得基準額	区分	自己負担限度額（月額）	多数該当 （※1）	年間上限額 （※3）	食事代 （1食あたり）
1,160万円超	ア	（※2） 270,300円＋〔（医療費－901,000円）×1％〕	140,100円	1,680,000円	550円
770万円超～1,160万円以下	イ	（※2） 179,100円＋〔（医療費－597,000円）×1％〕	93,000円	1,110,000円	
370万円超～770万円以下	ウ	（※2） 85,800円＋〔（医療費－286,000円）×1％〕	44,400円	530,000円	
200万円超～370万円以下	エ	61,500円			
市民税非課税世帯	オ	36,900円	24,600円	290,000円	270円

<70歳以上の方>【自己負担限度額（月額）】

70歳以上の方は、所得に応じて自己負担割合や限度額などが決まります。

所得基準額	区分	自己負担限度額（月額）	多数該当 （※1）	年間上限額 （※3）	食事代 （1食あたり）
1,160万円超	現Ⅲ	（※2）270,300円＋〔（医療費－901,000円）×1％〕	140,100円	1,680,000円	550円
770万円超～1,160万円以下	現Ⅱ	（※2）179,100円＋〔（医療費－597,000円）×1％〕	93,000円	1,110,000円	
370万円超～770万円以下	現Ⅰ	（※2）85,800円＋〔（医療費－286,000円）×1％〕	44,400円	530,000円	
200万円超～370万円以下	一般	61,500円	44,400円		
低所得者Ⅱ（住民税非課税）	区Ⅱ	25,700円	24,600円	290,000円	270円
低所得者Ⅰ（住民税非課税/所得が一定以下）	区Ⅰ	15,700円	－	180,000円	130円

※1 多数該当とは、直近12か月に高額療養費の該当が4回以上の場合、4回目からは自己負担限度額が軽減される制度です。ただし、医療機関で確認できない場合は後日、保険者より還付されます。

※2 医療費とは、保険診療にかかる費用の総額（10割分）のことをいいます。

※3 年間上限額とは、令和8年8月から導入された制度であり、多数該当の上限の12ヶ月分程度となります。こちらの制度は償還払い（一旦窓口で払い、加入の健康保険に申請して戻ってくる）となります。